

堺市立町家歴史館指定管理者募集要項

I はじめに

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び堺市立町家歴史館条例（平成21年条例第24号。以下「歴史館条例」という。）第21条の規定に基づき、令和5年（2023年）8月から、堺市立町家歴史館（以下「歴史館」という。）の管理及び運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

歴史館とは、全国的にも数少ない江戸時代前期の町家で重要文化財の山口家住宅、河川慧海が学んだ寺子屋としても知られる国の登録有形文化財の清学院、全国で唯一残る江戸時代前期の鉄砲鍛冶の住居兼作業場で、現在整備中である井上関右衛門家住宅（(仮称)堺鉄砲鍛冶屋敷ミュージアム）の3館で構成され、堺が誇る類稀なる歴史文化資源です。

堺市では、この貴重な歴史文化資源を、未来に承継していくと同時に、環濠北部エリアの観光周遊の拠点として活用を図ることが喫緊の課題となっています。

それら課題解決に向けて、現在、歴史館は「堺市基本計画2025」等でも位置付けられているように、歴史的なまちなみを有する環濠エリアにおいて、堺ならではの魅力を高め、歴史文化に触れる機会や新たな魅力の創出に寄与するほか、施設の効果的かつ効率的な管理運営を図り、利用者サービスの向上とコスト縮減に取り組むことが一層求められているところです。

以上のような現状を踏まえ、歴史館について、令和5年度中の井上関右衛門家住宅（(仮称)堺鉄砲鍛冶屋敷ミュージアム）の開館に合わせ、既存の歴史館2館（山口家住宅、清学院）との一体管理を行い、さらにその管理にあたっては民間のノウハウ及びネットワークを活かした利用者サービスの向上や、環濠エリア内の他の施設及び事業者並びに本市の歴史文化資源の保存活用及び観光振興を推進する団体、資料所有者（井上家当主）との連携による誘客機能の強化を図るため、この度、指定管理者制度を導入することとし、指定管理者の募集を行うものです。

II 施設の設置目的

歴史館の設置目的は、本市が有する貴重な歴史文化資源の保護及び保存並びにその活用を図り、さらには市民への郷土への理解を深め、文化の向上と交流を図るというものです。

III 事業内容に関する事項

1 施設の名称、場所、施設規模等

(1) 山口家住宅

ア 施設の名称	堺市立町家歴史館山口家住宅
イ 開設年月日	平成21年（2009年）10月26日
ウ 所在地	堺市堺区錦之町東1丁2-31
エ 施設規模等	敷地面積 832.95 m ² 建築面積 439.76 m ² 延べ面積 567.47 m ²

棟名	主屋	井戸屋形	小計	西土蔵	北土蔵	合計
構造・規模	木造2階	木造平屋		木造2階	木造2階	
建築面積	388.47	6.63	395.10	17.64	27.02	439.76
延べ面積	476.02	7.67	483.69	35.28	48.50	567.47
1階床面積	383.92	7.67	391.59	17.64	24.25	433.48
2階床面積	92.10	—	92.10	17.64	24.25	133.99

(2) 清学院

- ア 施設の名称 堺市立町家歴史館清学院
イ 開設年月日 平成23年(2011年)10月27日
ウ 所在地 堺市堺区北旅籠町西1丁3-13
エ 施設規模等 敷地面積 126.16 m² 建築面積 91.16 m²
延べ面積 117.56 m²

棟名	不動堂・庫裏	合計
構造・規模	木造2階	
建築面積	91.16	91.16
延べ面積	117.56	117.56
1階床面積	93.61	93.61
2階床面積	23.95	23.95

(3) 井上関右衛門家住宅((仮称)堺鉄炮鍛冶屋敷ミュージアム)

- ア 施設の名称 堺市立町家歴史館井上関右衛門家住宅
イ 開設年月日 令和6年(2024年)3月2日(予定)
ウ 所在地 堺市堺区北旅籠町西1丁3-22
エ 施設規模等 敷地面積 956.74 m² 建築面積 509.95 m²
延べ面積 713.52 m²

棟名	主屋・座敷棟	道具蔵	俵倉	附属棟	鍛冶場	塀	合計
構造・規模	木造2階	木造2階	木造2階	木造2階	木造平屋	木造	
建築面積	337.07	39.04	29.99	45.03	55.05	3.77	509.95
延べ面積	462.61	77.62	48.26	69.98	55.05	—	713.52
1階床面積	330.52	38.81	24.13	45.03	55.05	—	493.54
2階床面積	132.09	38.81	24.13	24.95	—	—	219.98

2 指定管理者が行う業務の概要

指定管理者が行う主な業務は下記のとおりとし、業務の詳細は別紙「業務仕様書」のとおりとします。

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務

- (3) 「堺の歴史文化を活かした誘客促進事業」の実施
- (4) その他

3 管理の基本的事項

指定管理者は次の事項を基本として、町家歴史館の管理を行うこととします。

- (1) 歴史館条例第1条の設置目的に基づいた管理業務を行うこと。
- (2) 個人情報の保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。
- (3) 公の施設であることを念頭に置いて、公正、公平な管理業務を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運用をしないこと。
- (4) 管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。
- (5) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。
- (6) 法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。
- (7) 効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の縮減に努めること。
- (8) 地域住民や利用者の意見・要望を管理業務に反映させ、来館者の増加による賑わいづくり及びサービスの向上を図ること。
- (9) 文化財建造物であり、新たな設備の設置には制限が掛かることなど歴史館の施設特性に鑑み、バリアフリー及びユニバーサルデザインの考え方には必ず配慮し、障害者、健常者を問わず、利用者が安全かつ快適に利用できるよう施設及び設備を適正に維持管理又は運営すること。
- (10) 施設が指定・登録文化財であることをふまえ、施設内の火気管理を徹底するとともに、防火責任者の選任、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法上必要な措置を取り、平素から所轄消防署等と連絡を密にして防火管理の徹底を図ること。
- (11) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。
- (12) 環濠北部エリア内の他の施設及び事業者並びに本市の歴史文化資源の保存活用及び観光振興を推進する団体、資料所有者（井上家当主）との連携を強化し、歴史館の集客機能の強化を図るほか、同エリア全体の賑わいの創出に寄与する「堺の歴史文化を活かした誘客促進事業」や自主事業を実施すること。

4 指定期間（予定）

指定期間は、令和5年（2023年）8月1日から令和11年（2029年）3月31日までの5年8か月間を予定しています。

なお、この期間は市議会の議決を経て決まりますので、留意願います。

5 自主事業

指定管理者は、歴史館条例、協定書、業務仕様書及び指定管理者事業計画書に定める業務（指定管理業務）に支障をきたすことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、歴史館の活性化や利用促進又はサービスの向上、さらには環濠北部エリアの賑わいづくりのために、独自に

企画提案し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができます。

実施にあたっては、事前に自主事業計画書及び収支予算書を提出の上、市の承認を得る必要があります。

なお、自主事業には、①指定管理者が自ら企画提案して実施する事業（自主事業①）と、②市が施設の設置目的や特性等から必要と認める事業について、指定管理者に企画提案を求める事業（自主事業②）があります。いずれも指定管理者が自己の責任と費用により実施するものであり、指定管理料を充当することはできません。自主事業についても報告書による報告は行ってください。

6 管理経費等

(1) 会計年度

歴史館の管理に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(2) 指定管理料の支払い等

歴史館の管理に必要な経費は指定管理料として会計年度ごとに、下記の積算額を上限として、収支計画書に提示のあった金額をもとに指定期間中、年度ごとに市と指定管理者が協議して協定で定め、予算の範囲内で支払います。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の指定管理者事業計画書（企画提案書）等で提案された指定管理料の金額から変更する場合には、その内容等について、市と指定管理者の間で協議することとします。

なお、歴史館の管理に係る本市としての積算額は、年額40,310千円（税込）（令和5年度は16,983千円（税込））です。収支計画書は、当該積算額を上限として作成してください。指定管理料の算出にあたっては、消費税率を「10%」としてください。

指定期間中に消費税率が引き上げられた場合は、市と指定管理者の間で協議し、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

※開館準備期間の設定

開館準備期間は令和5年8月1日から令和6年3月1日（うち令和6年2月17日から3月1日まではプレオープン期間とし、関係者等への内覧期間中は入館料は無料）とします。正式開館は令和6年3月2日の予定です。

(3) 指定管理料支払い時期等

指定管理料の支払いは、会計年度ごとに4回に分割して、四半期当初に指定管理者からの請求により、口座振込にて支払うこととします。詳細については協定で定めます。

(4) 指定管理料に含まれる経費

指定管理料には、次のとおり、原則として歴史館の管理及び運営に必要な一切の経費が含まれます。

ア 人件費

イ 管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費等）

※施設の保守管理、安全点検、衛生管理、軽易な補修に必要な経費は、指定管理料に含まれるものとして、指定管理者の責任と費用負担において実施するものとします。ただし、

施設・設備・器具・備品の大規模な補修で、1件あたりの予定価格が300千円<税込>を超えるものについては、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、市の責任と費用負担において実施することとします。この場合においても、指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷を補修するときは、指定管理者の責任と費用負担で実施することとします。ただし、文化財の保護に関わる修理に関しては、1件あたりの予定価格が300千円<税込>を超えないものであっても、市と指定管理者が協議を行い、その都度、補修の主体と費用負担を決定するものとします。

ウ 事業費（歴史館の活用を通じた堺の歴史文化の継承発展並びに環濠北部エリアにおける賑わい及び新たな魅力の創出に資する「堺の歴史文化を活かした誘客促進事業」に要する経費。謝礼金等報償費、消耗品費、広告宣伝費、使用料及び賃借料、保険料、委託料等）

(5) 指定管理者の収入

指定管理業務の対価として、指定管理料のほか、歴史館の入館料、山口家住宅の利用料金収入及び「堺の歴史文化を活かした誘客促進事業」の参加者から徴収する参加費等が指定管理者の収入となります。

<参考>平成29年度から令和3年度までの歴史館の入館料収入（単位：千円、税込）

※山口家住宅及び清学院の入館料のみ

平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)
969	1,132	1,339	570	524

※井上関右衛門家住宅（(仮称)堺鉄炮鍛冶屋敷ミュージアム）のオープン後は、入館料に加えて、山口家住宅の施設の利用の許可に伴う利用料や「堺の歴史文化を活かした誘客促進事業」の参加者から徴収する参加費等が収入となります。

また来年度は、山口家住宅の使用の許可に際して、附属設備貸出に伴う歴史館条例施行規則の改正を予定しており、当該改正に伴い附属備品の利用料金についても見込めます。

(6) 自主事業の実施に係る経費

自主事業の実施に係る経費は、指定管理料から支出できません。当該自主事業から得られる収入により賄うこととします。なお、ミュージアムショップ等を設置運営する場合は、別途、本市との間で貸付契約を締結又は堺市行政財産の目的外使用許可に関する条例に基づく手続きを行い、貸付料又は使用料を負担していただく必要があります。

(7) 経理事務

ア 指定管理者は経理に関する規程を策定し、適正に経理事務を行うこととします。また、経理事務にあたっては、管理業務に係る独立の帳簿を設けることとします。

イ 自主事業に係る経費（人件費を含む）は他の経費と明確に区分して経理事務を行うこととし、収支・会計を指定管理業務とは別に管理します。

ウ 自主事業①については収支・会計を指定管理業務とは別に管理します。ただし、自主事業②については、指定管理業務と一体的に管理することも可能としますが、その場合でも自主事業②の収支が把握できるよう、収支内訳は記載することとします。

7 利用料金等

(1) 利用料金制の採用

歴史館は、歴史館条例第27条の規定により利用料金制度を採用しますので、指定管理者は、利用者が施設の使用に係る料金として支払う利用料金を指定管理者自らの収入とすることができます。利用料金の額は、歴史館条例で規定する額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。

堺市立町家歴史館条例施行規則（以下「歴史館条例施行規則」という。）の別表第1を参考に各館共通の入館料を設定することも可能です。

なお、利用料金収入は施設の利用に供する年度の会計に属するものとします。

また、歴史館条例第27条及び歴史館条例別表第3第1項及び第2項において、指定管理者は使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、基本料金の5割以内において市長が定める額を加算すること、山口家住宅の西土蔵及び北土蔵にあつては、冷暖房装置を使用するときは、基本料金の2割以内において市長が定める額を当該使用料に加算することが規定されています。

加算条件		加算割合 (上限)
項目	基準	
入場料その他これに類するもの	使用者が入場者から徴収する金額	5割
物品の展示販売その他営利を目的とする行為	物品を展示し販売すること 金銭等の収入を得ることを目的として行う行為	5割
西土蔵及び北土蔵	冷暖房装置を使用する場合	2割

なお、この加算条件や加算割合は、指定管理者の提案により設定することができますが、具体的な加算条件及び加算割合は上記表の範囲内で設定する必要があります。

ただし、加算条件を設けず、全く加算しないことは認められません。

(2) 利用料金の減免等

指定管理者は、歴史館条例第27条第5項の規定により市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができます。また、歴史館条例第27条第6項の規定により、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができます。

現在の基準は、減免については歴史館条例施行規則第6条及び第19条の規定、還付については歴史館条例施行規則第8条及び第20条の規定のとおりです。これらの基準については、指定管理者からの提案があれば、協議の上、可能な範囲で変更することとします。

なお、減免による利用料金収入の減収分については、市は別途補填等を行いません。

(3) 自主事業の参加費等

指定管理者は、自主事業の参加者から参加費等を徴収することができます。参加費等の額

は市場価格を参考に、利用者にとって大きな負担にならないように配慮してください。なお、指定管理者自らが興行主として施設を利用して自主事業を実施する際も、当該利用に係る利用料金を指定管理者に支払う（利用料金収入として計上する）こととなります。

8 管理の基準

(1) 関係法令の遵守

歴史館の管理を行うにあたっては、次の法令等を遵守するものとします。

- ア 地方自治法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令
- ウ 博物館法（昭和26年法律第285号）
- エ 堺市財産規則（昭和39年規則第6号）、堺市会計規則（平成19年規則第43号）及び堺市財務規則（平成19年規則第56号）
- オ 歴史館条例、歴史館条例施行規則（平成21年規則第89号）
- カ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- キ 大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号）
- ク 堺市文化財保護条例（平成3年条例第5号）
- ケ 堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）及び堺市個人情報保護条例施行規則（平成15年規則第24号）
- コ 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）及び堺市情報公開条例施行規則（平成15年規則第22号）
- サ 堺市行政手続条例（平成8年条例第17号）及び堺市行政手続条例施行規則（平成9年規則第25号）
- シ 消防法（昭和23年法律第186号）及び堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）
- ス その他本業務を履行するにあたって関係する法令、条例、規則、要綱、要領、通知等

(2) 開館時間等

開館時間及び休館日並びに利用時間（以下「開館時間等」という。）は、歴史館条例第28条第1項第2号の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっていますので、指定管理者事業計画書（企画提案書）において提案してください。指定管理者の指定後に市長の承認を得て定めることとします。

(3) 使用許可等

市民の施設利用にあたっては、地方自治法第244条第2項及び第3項の規定を遵守しなければなりません。また、施設の使用許可及び使用許可の取消しは、歴史館条例第8条、第10条及び第11条の規定を遵守して適正に行わなければなりません。

なお、指定管理者は、堺市行政手続条例の適用を受ける「行政庁」に含まれることから、使用の許可等は同条例の定めに従って行わなければなりません。

(4) 守秘義務

指定管理者は、歴史館条例第28条第1項第4号の規定を遵守しなければなりません。

(5) 個人情報保護

指定管理者は、堺市個人情報保護条例第11条及び第49条の2並びに（募集要項別紙1）別記 個人情報取扱特記事項の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。また、指定管理者は、同条例の趣旨に則り、個人情報の保護に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行うこととします。市の関係規程及び指定管理者が定める規程のモデル規程は、募集要項別紙2-1～2-4のとおりです。

なお、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）の従業員（従業員であった者を含む。）による管理業務上知り得た個人情報に関する不正行為に対しては、同条例第56条又は第57条の規定により罰則の適用があります。この場合において、同条例第61条第1項の規定により、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）である法人等に対しても罰則の適用があります。

(6) 情報公開

指定管理者は、堺市情報公開条例第36条の2の規定を遵守し、管理に関して保有する情報の公開に努めなければなりません。指定管理者は、同条例の趣旨に則り、情報公開に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行うこととします。市の関係規程及び指定管理者が定める規程のモデル規程は、募集要項別紙3-1～3-3のとおりです。

※ (5) (6)の規程については、市政情報センターにおいて一般の閲覧に供します。

(7) 文書管理

指定管理者は、歴史館の管理業務上作成し、又は取得した文書について、目録を作成して適正に管理するとともに、市が指示する期間当該文書を保管し、廃棄は市の指示に従って行っていただきます。

また、指定期間が満了した時や指定が取り消された時は、当該文書を市に引き渡していただきます。ただし、個人情報保護等の観点から問題がなければ、市の立会いのもとで直接次期指定管理者に引き継いでもらう場合もあります。

(8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領をふまえた対応

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第11条の規定により主務大臣が定める指針を遵守するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（平成28年3月策定）をふまえ、適切に対応することとします。

(9) 市の施策との整合・協力

ア 障害者等就職困難者の雇用

法人若しくは団体として障害者雇用の促進に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努めるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律をふまえた物品等の調達、高齢者や障害者等の就職困難者の雇用や訓練を積極的に受け入れるなど、就職困難者に配慮した取り組みに努めることとします。

イ 市内経済の活性化

指定管理者は、市内業者の育成及び市内経済活性化を図るため、可能な限り市内業者の

活用や地元住民の雇用等に努めることとします。

ウ 地域の活性化、地域コミュニティの醸成

指定管理者は、市内とりわけ環濠エリアの事業者、地域団体、地域住民等との協働による取り組み等、地域の活性化や地域コミュニティの醸成に努めることとします。

エ 地域の学校・園との連携

堺市内の学校・園との連携を密にし、歴史館を利用した地域の歴史・文化学習の機会など、学校・園による利用促進や学習支援に努めることとします。

オ 本市の歴史文化資源の保存活用及び観光振興を推進する団体との連携

指定管理業務及び自主事業の実施に際しては、本市の歴史文化資源の保存活用及び観光振興に寄与する団体との連携に努めることとします

カ 環境問題への取り組み

指定管理者は、電気、ガス、ガソリン等のエネルギー使用量の節減、環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進、資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正処理など、環境に配慮した取組の推進を行うこととします。

キ 暴力団排除

堺市暴力団排除条例の施行（平成24年10月1日）に伴い、公の施設の管理運営から暴力団の利益となる使用を排除することとしており、指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正な施設の管理運営に努めることとします。

ク 市政への協力

上記のほか、公の施設の指定管理者として、男女共同参画の取組、節電、災害対策、禁煙など市の施策と整合した取組が求められますので、これらの取組に積極的に協力してください。

(10) 他施設との連携

他施設（堺市博物館、堺伝統産業会館（堺伝匠館）、堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）、市内外の類似施設等）との連携に努めることとします。

9 基本事業計画書及び年度事業計画書

指定管理者は、応募等に際し提出した指定管理者事業計画書（企画提案書）をもとに市と協議調整を行い、管理業務に関して、次の事項を内容として、基本事業計画書及び年度事業計画書を作成し、市に提出して承認を受けることとします。

- (1) 管理の基本方針（人権尊重の考え方・障害者等への考え方・障害者等就職困難者の雇用・市内経済の活性化・地域振興、地域コミュニティの醸成・環境問題への取組を含む。）
- (2) 従業員の配置計画（従業員名、雇用形態、法令等により免許・資格を要するものはその名称も含む。障害者・高齢者等の採用計画も含む。）
- (3) 人材育成の考え方及び職員研修計画
- (4) 個人情報保護方針及び保護措置
- (5) 情報公開方針及び広報計画
- (6) 利用促進計画、サービス向上の方策

- (7) モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
- (8) 自主事業実施計画
- (9) 「堺の歴史文化を活かした誘客促進事業」実施計画
- (10) 施設、設備、器具備品等の維持管理方針
- (11) 環境方針（環境への配慮）
- (12) 第三者への業務委託計画
- (13) 苦情、要望への対応
- (14) 緊急時対策
- (15) 収支計画
- (16) 目標設定と目標達成の方策
- (17) 保守点検及び日常警備等業務（業務仕様書別紙3に記載する業務）の年間計画
 - ※基本事業計画書（指定期間中の共通計画）…指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、全指定期間を通じて規定又は決定しておくべき基本的な事項について記載
 - ※年度事業計画書（年度ごとの事業計画）…指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、年度単位で規定又は決定すべき事項について記載（基本事業計画書に記載された内容以外の全ての事項を記載）
 - ※「堺の歴史文化を活かした誘客促進事業」計画
事業計画書(企画提案書)に記載された内容のうち、全指定期間を通じて実施する「堺の歴史文化を活かした誘客促進事業」について記載

10 リスク（責任）分担

リスク分担の基本的な考え方は、（募集要項別紙4）リスク分担表のとおりです。

なお、詳細は、指定管理者の指定後に協議を行います。

指定管理者事業計画書等及び協定の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、基本協定書に定める具体的な措置に従うものとします。

11 管理運営に伴う租税について

指定管理者（共同企業体＜企業グループ＞を含む。）には、原則、法人税、法人市民税及び法人府民税が課税されます。

また、事業所税などが課税される場合もあるため、具体的な取扱いについては、それぞれの課税業務を所管する税務官公署に確認する必要があります。

なお、管理運営に伴う租税の負担が生じた場合には、指定管理者が負担することになります。

12 保険加入

指定管理者は、管理業務におけるリスク分担に備えて、施設賠償責任保険に加入してください

い。保険内容等は下記のとおりとします。

(1) 填補限度額

(施設賠償責任保険)

◆対人賠償 被害者1名当たりの填補限度額1億円以上

1事故全体の填補限度額10億円以上

◆対物補償 1事故全体の填補限度額10億円以上

(2) 被保険者名 堺市及び指定管理者

(3) 保険期間 指定期間と同じ期間とする(年度ごとの加入でも可)

1.3 業務の第三者への委託

指定管理者は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、(募集要項別紙5)委託可能業務一覧に記載している業務の全部又は一部については、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができます。この場合、指定管理者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、当該委託先からさらに再委託させることはできません。

なお、(募集要項別紙5)に記載の業務以外でも市との協議により委託可能であると認められた業務については委託可能となります。

また、堺市入札参加資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者並びに、暴力団員又は暴力団密接関係者と認められる者に委託することはできません。

なお、第三者に業務を委託した場合は、当該委託先が国若しくは地方公共団体又は本市の外郭団体である場合を除き、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の写しを市に提出してください。

1.4 市の指示等

(1) 市は施設管理の適正を期すため、指定管理者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます(地方自治法第244条の2第10項)。

(2) 指定管理者が(1)に定める指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるときは、市は指定管理者の指定を取消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます(地方自治法第244条の2第11項)。

1.5 定期会議の開催

市と指定管理者は、本業務を円滑に実施するため、情報交換、業務の調整等を図る定期会議を四半期ごとに開催します。

1.6 モニタリング等

- (1) 指定管理者は、管理及び運営に関する利用者の意見や要望を把握し、管理業務に反映させるため、市として求める目標や水準の達成状況及び市と協議して設定した調査項目について、利用者を対象とした意見箱の設置やアンケート等による意見聴取を行い、その結果（自己評価を含む。）を集計して市に報告書を提出することとします。具体的な項目については、市と指定管理者が協議の上で決定します。

(調査項目の例)

- ◆施設の充実度
- ◆施設の利用のしやすさ
- ◆職員の対応（言葉づかい、態度）
- ◆利用率、利用料、利用時間
- ◆イベント等の充実度

- (2) 市は、指定管理者から提出される報告書等により、適切に管理業務がなされているか、また、設定された目標や調査項目が達成されているかなどについて確認を行い、その結果をふまえて指定管理者に必要な指示を行います。

さらに、指定期間中において、必要に応じて随時に管理業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、指定管理者はこれに協力することとします。

- (3) 指定管理者によるモニタリング及び本市によるモニタリングに加えて、第三者（施設関係者以外）によるモニタリングを実施する場合があります。実施する場合の具体的な手法・実施時期等については指定管理者の指定後、別途お知らせします。

1.7 管理業務の報告

- (1) 指定管理者は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）終了後、2か月以内に管理業務に関して、次の事項を内容とする事業報告書を市に提出するものとします。事業報告書は、堺市情報公開条例において規定する非公開情報に該当する部分を除き、市政情報センターで一般の閲覧に供します。

ア 管理業務の実施状況（施設及び備品の状況、修繕に関する報告を含む。）

イ 収支状況

ウ 利用料金の収入状況

エ 施設の利用状況（全体入館者数、観覧者数、山口家住宅の貸出件数及びイベント利用者数等）

オ 自主事業の実施・収支状況

カ 「堺の歴史文化を活かした誘客促進事業」の実施・収支状況

キ 利用者意見の聴取状況

ク 人材育成の取組（人権研修を含む職員の研修の実施状況等）

ケ 事故、苦情及び要望の件数、内容とその対応

コ 個人情報保護、情報公開の実施状況

サ 指定管理者の目標の達成状況及び自己評価並びに管理業務の総括等

- シ その他市長が必要と認める事項
- (2) 指定管理者は、次の事項を内容とする定期報告書を毎月終了後15日以内に市に対し提出するものとします。ただし、収支状況については、四半期ごとに、各四半期終了後15日以内に市に対し提出するものとします。
- ア 管理業務の実施状況（備品の設置場所の変更やその内容を含む。）
 - イ 収支状況（四半期ごとの収支状況）
 - ウ 利用料金の収入状況
 - エ 施設の利用状況（全体入館者数、観覧者数、山口家住宅の貸出件数及びイベント利用者数等）
 - オ 自主事業の実施・収支状況（自主事業計画書の軽微な変更の有無及びその内容も含む）
 - カ 「歴史文化を活かした誘客促進事業」の実施・収支状況
 - キ 利用者意見の聴取状況
 - ク 職員の研修の実施状況
 - ケ 事故、苦情及び要望の件数、内容とその対応
 - コ その他市長が必要と認める事項
- (3) 次のような事項に該当したときは、指定管理者は、速やかに市に報告を行うこととします。
- ア 施設において、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき
 - イ 施設の管理業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき
 - ウ 金融機関との取引が停止となったとき
 - エ 施設の管理業務に関して有する債権に対し差押え又は仮差押えがなされたとき
 - オ 破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき
 - カ 定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき、その他適正な管理業務に支障をきたす事態が生じたとき

1.8 管理業務の継続が困難になった場合の措置

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合
市は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとします。
- (2) 不可抗力等により管理業務の継続が困難となった場合
自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由の場合、事業継続の可否について協議するものとします。協議の結果やむを得ないと市が判断した場合は、市は指定管理者との協定の解除及び指定の取消しができるものとします。

1.9 引継ぎ等

- (1) 指定管理者の指定後、指定期間開始までの間に、歴史館の管理業務に関する市との引継ぎ、指定管理者の従業員の研修及び帳票類の印刷等必要な準備を行うこととします。また、指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって管理業務が終了したときは、次期指定管理者が適切に施設の管理業務を実施できるよう、市又は次期指定管理者に引き継ぐこととします。
- (2) 指定管理者が施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担によりこれを原状に回復して引き継ぐこととします。

20 管理業務に関する評価

指定管理者が実施する管理業務について事業計画書で定めた目標の達成状況などに関して、事業報告書、指定管理者及び市が行うモニタリング結果などをもとに、年度終了後に、指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を行い、それらの評価方法や結果等を含め、指定管理者制度の運用等について第三者の立場から外部有識者の意見を聴取します。

これらの評価は、指定管理者に示し、管理業務に反映してもらうほか、結果によっては必要に応じて是正措置をとってもらうとともに、指定管理料の減額などのペナルティを科すこともあります。

また、評価結果は市ホームページにおいて公表します。

IV 募集手続きに関する事項

1 公募及び選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下のとおりです。

募集要項の公表	令和5年1月23日（月）
応募説明会参加の受付	令和5年1月23日（月）～1月30日（月）
応募説明会（現地説明会）	令和5年2月10日（金）
質問書の受付	令和5年2月17日（金）～2月24日（金）
質問書の回答	令和5年3月3日（金）
応募書類の受付	令和5年3月10日（金）～3月24日（金）
書類審査	令和5年4月上旬（予定）
面接審査（プレゼンテーション）	令和5年4月中旬（予定）
指定管理者候補者選定結果の通知	令和5年4月中旬（予定）
市議会への指定議案の上程	令和5年5月（予定）
市議会による指定管理者の議決	令和5年6月（予定）

※ 応募団体が3団体以下の場合は、書類審査及び面接審査を同一日程で行います。

2 応募資格等

(1) 応募団体の資格

応募団体の資格は次の事項をすべて満たすものとします。

ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が構成するグループ（以下「グループ」という。）であること（個人による応募はできません。）。

イ 欠格事項（後掲）に該当しているものでないこと。グループ応募の場合は、当該グループを構成しているすべての法人等が欠格事項に該当しているものでないこと。

(2) グループ応募について

ア グループで応募する場合は、グループ名及びグループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。なお、グループ名は市民から誤解を生じないような名称としてください。

イ グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできません。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。

エ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出を求めます。

オ 指定管理者の指定を受けた場合、協定締結時までに、各構成団体間で責任分担を明確に定めた協定等を締結することとし、その写しの提出を求めます。

(3) 応募書類の提出日において、応募団体が次の項目に該当する場合は、審査において、別表

1 選定基準に定める配点（6点）を上限として項目ごとに2点ずつ付与します。なお、グループ応募の場合は、4及び6の項目を除き、すべての者が満たしていること。

該当要件	
1	次のいずれかに該当する場合 ◆障害者の雇用状況報告義務があり、令和4年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ◆障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（*）を1人以上雇用している場合 ◆堺市障害者雇用貢献企業である場合 （*）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され（又は見込み）、週20時間以上勤務している者
2	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条による認定を受けている場合
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく認定を受けている場合

4	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。）
5	高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項に掲げる高齢者雇用確保措置のうち、65歳以上への定年の引上げ（同項第1号）又は定年の定め廃止（同項第3号）を行っている場合（同項第2号の継続雇用制度は対象外）
6	市内に本社・本店を有している場合 （※グループ応募の場合は1者以上が満たしていること。）
7	ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KESステップ2の登録又はエコステージ（レベル3）の認証のいずれかを受けている場合

3 欠格事項

応募書類の受付最終日現在において、次の事項に該当する場合は、応募を無効とします。また、グループで応募する場合はすべての構成団体が次に該当しないこととし、1団体でも該当した場合は応募を無効とします。

なお、受付最終日の翌日から指定管理者の候補者が選定されるまでの間に次の事項に該当することとなった場合は、失格とします。また、選定後から基本協定の締結までの間に次の事項に該当することとなった場合は、失格とすることや指定を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本市が一般競争入札に参加させないこととしている団体
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない団体
- (3) 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた団体又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体
- (4) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体
- (5) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている団体
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団密接関係者に該当する団体（適用にあたっては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用する。）
- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしている団体
- (8) 破産者で復権を得ない者
- (9) 法人税、消費税、地方消費税、市税を滞納している団体（法人以外の団体にあつては、その代表者が所得税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している団体）
- (10) 次の各号に該当する者が役員となっている団体
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなる

までの者

エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- (2) 応募に際して不正行為があった場合
- (3) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (4) 応募資格に反することが認められた場合
- (5) 選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件応募について自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合
- (6) 本件に関し、同一の法人等又はグループが2件以上の応募を行った場合

5 応募手順

- (1) 募集要項等の公表

令和5年1月23日(月)から市ホームページにおいて公表を行います。

- (2) 応募説明会(現地説明会)の開催、参加の受付

歴史館の施設に関する現地説明会を行います。参加は必須ではありませんが応募予定の団体は、できるだけご出席ください。参加に際しては、令和5年1月23日(月)9時から1月30日(月)の17時までに、(様式1)応募説明会(現地説明会)参加申込書に必要事項を記入のうえ、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に送信してください。メールのタイトルは、「応募説明会参加申込」と明記してください。送信後には必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。

◆電子メールアドレス：[: : bunzai@city.sakai.lg.jp](mailto:bunzai@city.sakai.lg.jp) (堺市文化観光局文化部文化財課)

- ア 開催日時及び場所

令和5年2月10日(金)13時30分から2時間程度(受付開始:13時から)

堺市堺区錦之町東1丁2-31 堺市立町家歴史館山口家住宅

【交通案内】・南海高野線「堺東」又は南海本線「堺」から南海バスで「大小路」、阪堺線に乗り換え「綾ノ町」下車

※駐車場はありません。

※多数の参加希望者があった場合、開催時刻の追加・変更を行うこともあります。その場合はお知らせします。

- イ 参加人数

1団体3名までとします。

- ウ その他

当日、募集要項等は配布しませんので、各自持参してください。

なお、公表している資料以外で応募説明会において配布した資料がある場合は、令和5年2月13日（月）を目途に市のホームページにおいて公表を行います。

(3) 質問書の受付

質問がある場合は、令和5年2月17日（金）9時から2月24日（金）17時までに、（様式2）質問票に必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記送付先に送信してください。なお、メールのタイトルは「質問書の提出」と明記してください。送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。FAXでの質問及び電話、来訪など口頭による質問は受付いたしません。

なお、質問書を提出した団体等の質問意図等の確認や、募集要項等の解釈の明確化を図ることを目的として、質問書の受付に合わせて、個別ヒアリングを実施する場合があります。個別ヒアリングを実施する場合には、別途お知らせします。

◆電子メールアドレス：bunzai@city.sakai.lg.jp （堺市文化観光局文化部文化財課）

(4) 質問書の回答

質問書に対する回答は、令和5年3月3日（金）に、市ホームページにおいて公表を行います。

(5) 応募書類の受付

（様式3-1）堺市立町家歴史館指定管理者申請書類一式＜表紙＞及び（様式3-2）堺市立町家歴史館指定管理者指定申請書並びに次項Vにある提出書類を添えて、次の提出場所まで持参してください。

なお、提出期限までに必要な書類（V 提出書類に関する事項を参照）を提出できなかった場合は、前述のとおり失格として選定の対象から除外します。また、郵送された提出書類や提出期間を経過した後は、受け付けいたしません。

ア 提出場所

堺市文化観光局文化部文化財課

【所在地】堺市堺区南瓦町3番1号 【電話】072-228-7198

イ 提出期間

令和5年3月10日（金）～3月24日（金）の9時から17時まで（ただし、土日祝を除く。）

V 提出書類に関する事項

1 書類の作成

歴史館は、前述のとおり「本市が有する貴重な歴史文化資源の保護及び保存並びにその活用を図り、さらには市民への郷土への理解を深め、文化の向上と交流を図る。」ことを目的として設置されている施設です。指定管理者事業計画書（企画提案書）の作成にあたっては、施設の設置目的等を十分に踏まえた上、提案してください。

2 書類の提出

応募にあたっては、下記の（1）から（28）の必要書類を提出してください。提出部数

は、特に指定のあるものを除き、正1部、副14部（副は複写可）の計15部とします。

なお、提出書類は市の公文書になるため、情報公開請求があった場合は、堺市情報公開条例第7条に規定する非公開部分を除き原則として公開となります。提出書類の中で、堺市情報公開条例第7条に規定する非公開部分に該当すると考えられる箇所（公開できないもの）については、正本のみ、あらかじめ網掛け等の処理をして提出してください。ただし、当該箇所について市として公開すべきと判断した部分は請求に応じて公開することがあります。

- (1) (様式3-1) 堺市立町家歴史館指定管理者応募書類一式<表紙>…グループ応募の場合は、グループとして作成してください。
- (2) (様式3-2) 堺市立町家歴史館指定管理者指定申請書
- (3) (様式4) 団体概要、役員名簿
- (4) (様式5-1) グループ構成書…グループ応募の場合に提出
- (5) (様式5-2) グループ協定書兼委任状…グループ応募の場合に提出
- (6) (様式6) 指定管理者事業計画書（企画提案書）

【内 容】

◆管理の基本方針／◆平等利用・安全の確保／◆安定的な経営資源／◆財務規模、組織状況／◆事業実績／◆利用者・利用者ニーズの把握／◆個人情報保護、情報公開の考え方／◆人権尊重の考え方／◆障害者等への考え方／◆広報・モニタリング計画／◆休館日、開館時間の考え方／◆利用料金の考え方／◆人員配置、人材育成の考え方、研修計画／◆苦情対応の考え方／◆非常時対策／◆目標設定、目標達成の方策／◆「堺の歴史文化を活かした誘客促進事業」の実施計画／◆自主事業の実施計画／◆経費削減の考え方・方法／◆収支計画／◆市長が定める要件（障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取り組み）

- (7) (様式7-1) 収支計画書（令和5年度～令和10年度）及び（様式7-2）収支計画書積算内訳書
- (8) (様式8-1) 自主事業計画書及び（様式8-2）自主事業収支計画書
- (9) (様式9) 障害者雇用等確認書
- (10) (様式10) 欠格条項に該当しない旨の誓約書
- (11) (様式11) 市税確認調査同意書…申請資格の審査のため、関係公簿を調査しますので、各団体から1部提出してください
- (12) (様式12) 堺の歴史文化を活かした誘客促進事業業計画書
- (13) (様式13) 堺の歴史文化を活かした誘客促進事業収支計画書
- (14) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (15) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (16) 法人の印鑑証明書
- (17) 法人税、消費税、地方消費税の納税を証明する書類
 - ・法人の場合…法人の「納税証明書その3の3」（法人税、消費税、地方消費税）
 - ・法人以外の場合…団体の代表者の「納税証明書その3の2」（申告所得税、消費税、地方消費税）

- (18) 指定申請書提出日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (19) 令和元年度から令和3年度の事業報告書（同上）
- (20) 令和元年度から令和3年度の収支計算書又は損益計算書（同上）
- (21) 令和元年度から令和3年度の貸借対照表（同上）
- (22) 令和4年障害者雇用状況報告書（事業主控の写し）…障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づく障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合に提出してください。
- (23) 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し…認定を受けている場合に提出してください。
- (24) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し…認定を受けている場合に提出してください。
- (25) 青少年の雇用の促進等に関する法律第15条に基づく認定に係る基準適合事業主認定通知書の写し…認定を受けている場合に提出してください。
- (26) 就業規則等の定年に関する制度の状況が確認できる書類…65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合に提出してください。
- (27) ISO14001登録証、エコアクション21認証・登録証、KES登録証又はエコステージ認証書の写し…いずれかに該当する場合に提出してください。
- (28) 団体の設立趣旨、活動内容、組織、運営及び事務所の所在等に関する事項の概要がわかる書類（各団体作成の外部向けのパンフレット等でも可とします。）

【注1】グループ応募の場合、(3)、(9)～(11)及び(14)～(28)は、構成団体ごとに提出願います。

【注2】(15)～(17)の証明書は、提出日において、発行から3か月以内のものとしします。

【注3】(19)～(21)は、団体の設立から3年以上経過していない場合は、設立年度から令和3年度までのものとしします。

※提出書類は、いずれも原則A4版でお願いします。A4版以外の規格を使用した場合は、A4版に折り込んでください。

VI 選定及び指定に関する事項

1 選定審査方法

- (1) 指定管理者の候補者は、歴史館条例第23条第3項に規定する指定の要件を基本として、別表1選定基準に基づき、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション）の総合評価方式により、指定管理者の候補者を選定します。
- (2) すべての応募団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施します。上記審査において総合して採点評価を行い、得点が最上位の応募団体を指定管理者の候補者として選定します。面接審査の日程等は、後日お知らせします。

なお、得点が次順位の団体を次点の候補者とし、基本協定締結の日までに選定された候補者との協議が不調となった場合及びIVの3の欠格条項に該当した場合は、次点の団体を候補者とします。

(3) 採点において同点になった場合は、選定委員会の定める取扱いにより、審議のうえ候補者を決定します。

(4) 最終得点が満点の60%以上に達した団体がない場合は、適格者なしとします。

2 選定結果の通知等

選定委員会における審査結果を受けて、市として指定管理者の候補者を決定し、応募された団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）すべてに対して、令和5年4月中旬を目途に、審査結果を文書で通知します。また、選定・不選定を問わず団体名及び採点については審査結果として、市ホームページ等で公表を行います。

3 指定管理者の指定等

指定管理者の候補者の決定後に、市議会に指定管理者の指定の議案を提出し（令和5年5月予定）、議決を経て指定管理者の指定を行い、その旨を公告します。

なお、議会の議決が得られなかった場合、歴史館の指定管理者として指定できないことがあります。この場合、候補者が応募に際して負担した費用については、市は一切補償しません。

4 協定に関する事項

指定管理者の指定を受けた団体は、市との協議を行った上で、歴史館の管理業務に関する協定を締結することとします。協定には指定期間内における基本的な事項について定める「基本協定」と、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」があります。基本協定の内容は（募集要項別紙6）堺市立町家歴史館指定管理者基本協定書（案）のとおり、年度協定の内容は（募集要項別紙7）堺市立町家歴史館指定管理者年度協定書（案）のとおりです。

なお、協定の内容の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

Ⅶ その他

1 注意事項

- (1) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とします。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市から補正を求めた場合を除きます。
- (3) 応募1団体につき、提案は1件のみとします。
- (4) 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- (5) 応募書類は、市の公文書として取り扱われます（原則として情報公開の対象となります。）。
- (6) 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- (7) 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。
なお、本件において公表する場合は、本市は団体の提出書類の全部又は一部を無償使用できるものとします。
- (8) 応募書類は、欠格事項の該当の有無を確認するため、関係機関への照会に使用する場合があります。
- (9) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- (10) 歴史館の管理業務にあたり、指定管理者が事業所税等の納税義務を負う場合があります。

2 添付資料

- (1) 堺市立町家歴史館指定管理業務仕様書及び業務仕様書別紙1～3
 - （業務仕様書別紙1）施設備品一覧
 - （業務仕様書別紙2）利用者用備品一覧（貸出）
 - （業務仕様書別紙3）保守点検及び日常警備等業務一覧
- (2) 別表1 選定基準
- (3) 募集要項別紙1～7
 - （募集要項別紙1）別記 個人情報取扱特記事項
 - （募集要項別紙2－1）堺市指定管理者の個人情報保護に関する要綱
 - （募集要項別紙2－2）指定管理者の個人情報保護モデル規程（本文）
 - （募集要項別紙2－3）指定管理者の個人情報保護モデル規程（様式）
 - （募集要項別紙2－4）堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準
 - （募集要項別紙3－1）堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱
 - （募集要項別紙3－2）指定管理者の情報公開モデル規程（本文）
 - （募集要項別紙3－3）指定管理者の情報公開モデル規程（様式）
 - （募集要項別紙4）リスク分担表
 - （募集要項別紙5）委託可能業務一覧
 - （募集要項別紙6）堺市立町家歴史館指定管理者基本協定書（案）
 - （募集要項別紙7）堺市立町家歴史館指定管理者年度協定書（案）
- (4) 参考資料1～5

- (参考資料1) 堺市立町家歴史館条例
- (参考資料2) 堺市立町家歴史館条例施行規則
- (参考資料3) 令和元・2・3年度堺市立町家歴史館決算
- (参考資料4) 令和元・2・3年度堺市立町家歴史館入館者数
- (参考資料5) 堺市立町家歴史館平面図
 - (山口家住宅)
 - (清学院)
 - (井上家関右衛門家住宅)

(5) 様式1～13

- (様式1) 応募説明会（現地説明会）参加申込書
- (様式2) 質問票
- (様式3-1) 堺市立町家歴史館指定管理者申請書類一式<表紙>
- (様式3-2) 堺市立町家歴史館指定管理者指定申請書
- (様式4) 団体概要、役員名簿
- (様式5-1) グループ構成書
- (様式5-2) グループ協定書兼委任状
- (様式6) 指定管理者事業計画書（企画提案書）
- (様式7-1) 収支計画書（令和5年度～令和10年度）
- (様式7-2) 収支計画積算内訳書
- (様式8-1) 自主事業計画書
- (様式8-2) 自主事業収支計画書
- (様式9) 障害者雇用等確認書
- (様式10) 欠格条項に該当しない旨の誓約書
- (様式11) 市税確認調査同意書
- (様式12) 堺の歴史文化を活かした誘客促進事業業計画書
- (様式13) 堺の歴史文化を活かした誘客促進事業収支計画書